

鉄道事業法第16条第3項又は第4項の届出を行う場合の区分等

運賃・料金	料金の区分	運賃・料金	具体的内容(例示)	行政手続	備考
上限運賃・料金	法第16条第1項による運賃及び料金の上限の定め又はその変更	普通旅客運賃 定期旅客運賃 加算運賃 新幹線特急料金	普通旅客運賃 定期旅客運賃 加算運賃 新幹線特急料金 A特急料金・B特急料金等 グリーン料金・寝台料金等 座席指定料金・乗車整理料金等	大臣届出	
所定運賃・料金	認可を受けた上限の範囲内又は届出制の下において設定又は変更(以下「設定等」という。)する旅客に普遍的に適用する運賃・料金	普通旅客運賃 定期旅客運賃 加算運賃 新幹線特急料金	特定運賃・料金 (他鉄道事業者との競争力の確保を目的として、特定の路線又は区間において設定等を行う内方調整)を伴う運賃・料金	大臣届出	
普通割引運賃・料金	所定運賃・料金を基礎として、適用する旅客の区分に応じて一定の割合又は一定の額を減じる方法(遠距離遞減的に減じる方法を含む。)により定等を行う運賃・料金又は運賃・料金の割引	特殊割引(身体障害者割引、知的障害者割引、学生割引、被救護者割引、勤労青少年割引等) 回数旅客運賃・料金、往復割引、新幹線定期券用割引 特急料金貸切旅客運賃・料金、乗継運賃・料金、プリペイドカード等に係る割引等	周遊割引、団体割引、企画商品等	大臣届出 地方運輸局長届出	施行規則第33条第3号、第34条第2項に規定する運賃・料金
営業割引運賃・料金	需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定等を行う運賃・料金又は運賃・料金の割引(区間の条件を付す場合であつて、特定運賃・料金に該当することとなるときを除く。)	周遊割引、団体割引、企画商品等			

(注) 平成8年運輸省告示第175号で定める鉄道事業者にあつては、行政手続欄の「大臣認可」、「大臣届出」とあるのは、それぞれ「地方運輸局長認可」、「地方運輸局長届出」と読み替える。